

○環境省告示第五十号

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第四条第三項及び第七項の規定に基づき、環境省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十六年三月環境省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

環境大臣 松本 龍

環境省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示第六条を第七条とし、第五条第一号中「第二条第六項各号」を「第二条第二項第六号イから二まで」に、「申請等を行う者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明に記載された事項」を「当該者に係る登記事項証明書であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの（申請等を行う者が個人の場合にあつては、当該者に係る住民票の写し又は印鑑証明書であつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの）」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 行政機関等が指定する地理情報システムを使用して作成した地理情報を送信するとき 法令の

規定により添付を求めている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

- 第五条 規則第四条第三項ただし書に規定する行政機関等が定める措置は、同条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等を行う者が、これらの番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力することとする。
- 2 前項の規定による申請等を行う者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ当該申請等に係る識別番号及び暗証番号の通知を受けている者については、この限りでない。
- 3 行政機関等は、前項の届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を当該届出を行った者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、第二項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があったとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。
- 5 行政機関等は、前項の規定による暗証番号の変更の届出を受けたときは、新たな暗証番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四条の次に一条を加える改正規定は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日前に関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項の規定により行われた申請等については、この告示による改正後の環境省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。